

閱覽用

令和2年10月臨時会

(10月14日招集)

和水町議会会議録

令和2年10月和水町議会臨時会目次

○10月14日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
開会・開議	1
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 議案第76号 令和2年度 和水町一般会計補正予算（第8号）	2
日程第4 議案第77号 工事請負変更契約の締結について	4
日程第5 議案第78号 工事請負変更契約の締結について	8
閉会	9

10 月 14 日 (水曜日)

令和2年10月和水町議会第5回臨時会会議録

令和2年10月14日和水町議会第5回臨時会を議場に招集された。

1. 令和2年10月14日午後3時00分招集
2. 令和2年10月14日午後3時01分開会
3. 令和2年10月14日午後3時30分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒木 宏太	2番 白木 淳	3番 齊木 幸男
4番 坂本 敏彦	5番 竹下 周三	6番 高木 洋一郎
7番 秋丸 要一	8番 松村 慶次	9番 庄山 忠文
10番 池田 龍之介	11番 森 潤一郎	12番 蒲池 恭一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	中嶋 光浩	書 記	西原 利沙
-------	-------	-----	-------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高巢 泰廣	副 町 長	松尾 栄喜
教 育 長	岡本 貞三	総 務 課 長	上原 真二
総合支所長兼農林振興課長	富下 健次	建 設 課 長	中嶋 啓晴
まちづくり推進課長	石原 康司		

12. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第76号 令和2年度 和水町一般会計補正予算(第8号)
日程第4	議案第77号 工事請負変更契約の締結について
日程第5	議案第78号 工事請負変更契約の締結について

開会 午後3時01分

○議長(蒲池恭一君) 起立願います。皆さん、こんにちは。

(こんにちは。)

御着席ください。

ただいまから、令和2年第5回和水町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番竹下周三君、6番高木洋一郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時議会の会期は、本日1日にしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3 議案第76号 令和2年度 和水町一般会計補正予算（第8号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、議案第76号「令和2年度 和水町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第76号「令和2年度 和水町一般会計補正予算（第8号）」の説明を申し上げます。

予算書の表紙裏面を御覧いただきたいと思っております。

令和2年度 和水町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億7,263万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月14日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

5ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、歳入についてですけれども、15款、国庫支出金に50万8,000円、また16款、県支出金に341万3,000円、そして20款、繰越金に148万4,000円を追加いたしております。

内容につきましては、歳出のところでは予算内容と合わせて申し上げます。

6 ページを御覧いただきたいと思います。

まず4款、衛生費、2項、清掃費、1目、清掃総務費に101万8,000円を追加いたします。これは、今年7月豪雨による家屋等が損害して住民生活環境保全上、支障を及ぼした場合において、損害家屋の解体撤去を行うものでございます。国の災害等廃棄物処理事業補助の対象事業として行うものです。

7月豪雨による災害が特定非常災害の指定を受けたことから、家屋に加え納屋等が対象となり、今回、納屋を解体するものです。被災し、危険を伴い解体をせざるを得ないことが重要な要件となっておりまゝす。

国庫支出金として2分の1の補助金額50万8,000円を歳入で計上いたしております。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費、2目、総務振興費に438万7,000円を追加いたします。これも今年7月豪雨により被災した農機具や倉庫等の修繕等にかかる費用を緊急的に支援し、災害農家の早期再建を目的として実施するものです。強い農業地域づくり総合支援交付金、被災農業者支援型の対象事業として行うものです。

県支出金として341万3,000円を歳入で計上いたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 予算書6ページの1款、清掃総務費、並びに農業総務費、この補正額について、御質問を申し上げます。

まず、大雨について、被災された方には心よりお見舞い申し上げます。

こういう大きな災害で、ここにあるような特定非常災害に指定されたということで、大変大きな災害だったと思います。

改めてこれに関連してですが、私のところにもこの雨で被災があったけれど、今までの決まりでは補助が出なかったので、今回も出ないだろうと思って黙っていたとか、そのままにしたとか何件か聞きました。ですので、こういう非常災害とかいろいろあったときに、町民の方に漏れなくこういう補助があるとか、そういう広報がなされていたかどうか、そのことをちょっとお伺いしたいんですが。

こういう災害の補助を知らなかったから届けなかったという人を私は何人か聞きました。ですので、町民の方にこういう補助があるということを、町のほうは漏れなくお知らせをされたかどうか、そのことをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時08分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 今回、この案件1件だけですけれども、取り上げました経緯についてですけれども、まず、区長さんを通じて報告がっております。今回の7月豪雨の後に、総務課からそれぞれ終わりました、まずは総務課から被害の状況等を全区長さん方に調べております。その後、道路情報等は建設課のほうでも調べておりますし巡回も回っております。そうした中で、罹災証明等を発行しますということで防災無線でもしております。

そういった中で、今回はこれまでにない納屋が家屋、人家に倒れ込んで柱が突き刺さったという状況です。この補助事業につきましては、そういった解体をせざるを得ない、これを解体しないと人家に被害を及ぼして、とてもその場では生活できないような状況、こういったものが対象になるということでございます。

全体の把握につきましては、その後も区長さん方からの報告もあっておりますし、そういった中で今回これを把握したということでございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第76号「令和2年度 和水町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第77号 工事請負変更契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、議案第77号「工事請負変更契約の締結について」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第77号の提案理由の説明をいたします。

議案第77号「工事請負変更契約の締結について」、令和2年5月15日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及

び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年10月14日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容につきましては、まず1番、工事名、藤田地区宅地給水施設整備工事。工事場所は和水町藤田地内。変更前の契約金額は7,469万円（税込み）となります。変更後の契約金額7,572万5,528円（税込み）です。変更の増の金額としまして、103万5,528円（税込み）となります。契約の相手方は、熊本県玉名市岩崎964番地、熊本利水工業株式会社有明支店、支店長、吉田剛健。

提案理由につきましては、また説明をいたします。

令和2年5月15日に請負契約を締結しました藤田地区宅地給水施設整備工事について、変更設計による請負金額の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

これが、この議案のほうを提出する理由でございます。

以上で、議案第77号「工事請負変更契約の締結について」、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 先ほど、全員協議会でこの補正の内容について、工事の変更内容について説明を受けたところでございますが、設計図面には存在したものが設計書において数量漏れがあったという御報告でございました。

これは多分、設計書については業者委託をされていたかと思うんですが、最終的に確認するのは職員であろうと思います。ただ、職員も専門職ではございませんので、委託をした受託事業者さんを信用して納品を受け、チェック漏れもあったとは思いますが、信頼をしていた事業者ではなかろうかと。

その設計漏れについて、事業者に対して責任を認めさせるといいますか注意喚起及び、あるいは、よければ、この漏れ部分についての幾らかの補償なり、あるいは将来的なペナルティーなりということは考えられるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、設計の契約内容につきましては、昨年度の事業となりまして、1月26日から3月23日までの工期で設計のほうは委託しておりました。その中で3月23日に検査をまちづくり推進課のほうでやりまして、3月31日付で成果品のほうを受け取っております。その中では、検査確認書というのも町のほうで出しております。

その後、この発注に関しましては5月15日に町のほうが発注をしておりましたが、その2回の

設計書の中で、今回の門扉が図面のほうにはありましたが設計書の積み上げの中には入ってなかったというのを見抜くことができなかったというのが経過となっております。

今後は、こういったことが、事実関係が出たことというのを請負業者のほうにお話のほうはまだしておりませんので、やっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 高木議員のほうから、そういった委託業者に対しての注意喚起なりペナルティーとか補償といったようなことはどうなのかということの御質問にお答えします。

確かに漏れていたというところが一番のあれかなと思いますが、確かに委託業者にしまして、そして工期も決めて、そしてそこで、町職員が業者さんと設計の内容の引渡しをして、はい、間違いありませんというところで印鑑を押しております。ある意味、町の責任ではなかろうかというふうに思います。そういった決まり事の中でやっております。

ただ、今回は漏れていたというところが非常にちょっと引かかるわけですけれども、せめてそういった業者には注意喚起は当然、気づいて次からもしっかりとやっていただくという意味で、やっていかなければならないというふうには考えております。

補償等々につきましては対象にならないのではないだろうか。これも損害賠償のどうのこうのというのは、ちょっと専門ではありませんので、これまでの流れとしては、そういったことはやった覚えはございません。

ちょっと答えになりませんが、申し訳ございません。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 今、答弁いただきました。

まずは、当該事業者、設計事業者に、このことを厳重に注意をしていただきたい。その上で、総務課長は損害賠償とまでは言いませんけれども、幾ばくかの負担については、やはり一言は言うべき、言ったほうがいいんじゃないかと私は思います。

それから、図面から設計書に落とす場合、やっぱり打合せの段階で詳しくお話はされていると思うんです。それで抜けとったということでもありますので、両方にまず原因があったと思います。そのことも十分、今後、事前の説明、それから最終的なチェックについては専門家がうちにはなかなか人材としていらっしゃいませんので、一生懸命勉強していただくしかないというふうに思いますが、今後このようなことがないように、十分、従前の打合せをした上で設計書の確認をお願いしたいし、まずは事業者に対して厳重な注意をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 答弁いいですか。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議員の御意見は真摯に受け止めて、今後の事務に生かしていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 変更内容の中に、両開きの門開き、これが上がっておりますが、この場所が私は分かりませんが、両開きでなくてはならないのか引き戸形式のやつでもいいか、その点。その場所次第によってこれは変わるとは思いますが、両開きになると非常に場所的に両方さん開くんだから場所が要るわけですね。引き戸形式になれば、がっとう開いて、そこがぱっと開いてしまうというようなことで、経費の面、それから利用度、そこまで考えて、この両開きという形でやられたのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、門扉のほうは給水施設になりますので、貯水タンクを囲むような形でフェンスをまず設置いたします。その中で、両開きにしているところにつきましては、中で点検とか作業に入るために車両が入るような形で、両方に開くような形で両開きで設計書のほうには記載しております。

あと、場所につきましては、給水設備というところで、場所に余裕がありますので、工事または点検等がスムーズにいくようにということで、設計図のほうでは両開きで施工のほうとなっております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 両開きが適正だということですね。そこまで答えてください。

○まちづくり推進課長（石原康司君） よって、両開きのほうが適正ということになりまして、両開きのほうで設計のほうを入れております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 私は現場を見ていませんので、課長が言えばそうかなというふうに思いますが、片開きというか引き戸式、こういうことも一つの案として考えられたか、その点をお尋ねしたいと思います。金額的にもですが。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えします。

金額的にも、また先ほど言いましたとおりのスペース的、作業を効率的に考えまして、両開きのほうが適当ということで設計のほうを受けております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 金額的に考えた。それじゃあ両方とも金額的にどれぐらいだったのか教えてください。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えします。

金額のほうは比較するような形では協議はしておりませんが、先ほど言いましたように、工事の点検等でどちらがいかというマル・バツ方式みたいな形で両開きのほうの提案があっておりまして、その中で協議をした上で、両開きということで決定しております。

申し訳ありませんが、金額の比較等につきましては、入れてはおりません。
以上です。

○議長（蒲池恭一君） 3回ですので、庄山議員、まあ別に後から……。しばらく休憩します。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時25分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第77号「工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第78号 工事請負変更契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第78号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第78号「工事請負変更契約の締結について」、令和2年1月17日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

令和2年10月14日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

工事名です。防災・安全交付金（改築）町道・江田高野線道路改良工事（2期3工区）です。工事場所、和水町高野地内。変更前の契約金額6,785万9,000円、変更後の契約金額7,741万9,926

円。変更増の金額です。956万926円です。契約の相手方、熊本県玉名郡和水町下津原3274番地の1、株式会社菊水建設、代表取締役、徳永隆男です。

提案理由の説明をいたします。

この町道・江田高野線道路改良工事（2期3工区）につきましては、延長139.8メートルの範囲において、令和2年1月から令和2年10月までを工期として改良工事を行っております。今回この工事の変更につきましては、搬入運搬、残土処分、擁壁工、道路土工、のり面工等が増額となりました。

減額分としましては、路盤工の減額が理由となっております。

増額・減額分の変更が生じたことにより、契約額を956万926円増額し、変更請負契約額7,741万9,926円の変更を行うものです。

この案件は、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める必要があり、今回提案するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第78号「工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長（蒲池恭一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。令和2年第5回和水町議会臨時会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午後3時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員